

◎ 東京都公安委員会告示第 169 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成 18 年 4 月 19 日東京都公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 4 条第 3 項の規定により東京都公安委員会が定めるものは、次のとおりとする。

令和 3 年 6 月 1 日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

規則第 4 条第 3 項に規定する者（規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録しなければならない。